

○ 東京大学の環境安全衛生管理組織における責任及び権限

平成 18 年 4 月 1 日

総長裁定

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）の環境安全衛生管理組織の責任及び権限については、東京大学教職員の環境安全衛生管理規程（平成 16 年東大規則第 10 号）によるもののほか、この定めによる。

(定義)

第 2 条 この規則において「教職員」とは、東京大学基本組織規則（平成 16 年 4 月 1 日東大規則第 1 号。以下「基本組織規則」という。）第 2 章に掲げる教職員をいう。

2 この規則において「事業場」及び「事業場の長」とは、東京大学教職員の環境安全衛生管理規程別表のとおりとする。

3 この規則において「部局」とは、基本組織規則第 3 章及び第 4 章に掲げる組織をいう。

4 この規則において「部局長」とは、前項にいう部局の長をいう。

(総長)

第 3 条 総長は、部局長を統括し本学の環境安全衛生を確保しなければならない。

2 総長は、前項の目的を達するため環境安全衛生を担当する理事（以下「担当理事」という。）を指名しその権限を委任するものとする。

(担当理事)

第 4 条 担当理事は、本学における環境安全衛生管理に必要な措置として、全学組織の整備、要員の確保等に努めなければならない。

2 担当理事は、環境安全衛生に関する法令又は本学の規則等の違反がある場合は、当該教育研究に係わる業務、その他の業務及び設備の使用の禁止等を部局長に命じることができる。

3 担当理事は、部局の環境安全衛生管理のために必要な措置を実施することを部局長に命じることができる。

(環境安全本部)

第 5 条 環境安全本部は、事業場及び部局の環境安全管理室からの支援の要請に応じなければならない。

2 環境安全本部は、本学のすべての施設等に立ち入り調査することができる。また、必要な情報の提供を求めることができる。

3 環境安全本部は、部局の環境安全管理室に環境安全衛生等に関わる必要な調

査及び資料の提出を求めることができる。

(環境安全本部長)

第 6 条 環境安全本部長は、本学の環境安全衛生管理に関わる重要な事項を担当理事に報告しなければならない。

2 環境安全本部長は、担当理事の指示に基づいて部局長及び教職員に対して、環境安全本部及び部局の環境安全管理室の活動に協力し、指導に従うことを指示することができる。

3 前項の指示に反する事由が発生した場合は、環境安全本部長は担当理事に報告し、必要な措置を求めることができる。

(事業場の長)

第 7 条 事業場の長は、事業場における環境安全衛生管理に必要な措置として、組織の整備、要員の確保、教育の機会の付与等を行わなければならない。

2 事業場の長は、環境安全衛生に関する法令もしくは本学の規則等の遵守義務に違反した者に対して事実等の調査の実施をその権限を有する者に指示しなければならない。

3 事業場の長は、環境安全衛生に関する法令又は本学の規則等の違反がある場合は、当該教育研究に係わる業務、その他の業務及び設備の使用の禁止等をその権限を有する者に指示することができる。

(部局長)

第 8 条 部局長は、部局における環境安全衛生管理に必要な措置として、組織の整備、要員の確保、教育の機会の付与等を行わなければならない。

2 部局長は、環境安全衛生に関する法令もしくは本学の規則等の遵守義務に違反した者に対して事実等の調査を行わなければならない。

3 部局長は、環境安全衛生に関する法令又は本学の規則等の違反がある場合は、当該教育研究に係わる業務、その他の業務及び設備の使用の禁止等を命じることができる。

4 部局長は、部局の環境安全衛生管理に関わる重要な事項について、担当理事に報告しなければならない。

(部局の環境安全管理室)

第 9 条 部局の環境安全管理室は、環境安全本部の活動に協力し、指示に従わなければならない。

2 部局の環境安全管理室は、部局内のすべての施設等に立ち入り調査することができる。また、必要な情報の提供を求めることができる。

3 部局の環境安全管理室は、部局構成単位の長及び教職員に対して環境安全衛生等に関わる必要な調査及び資料の提出を求めることができる。

(部局の環境安全管理室長)

第10条 部局の環境安全管理室長は、部局の環境安全衛生管理に関わる必要な事項を部局長に報告しなければならない。

2 部局の環境安全管理室長は、環境安全本部の活動に協力しなければならない。

3 部局の環境安全管理室長は、部局長の命を受けて環境安全衛生に関する法令又は本学の規則等の遵守義務に違反した者及び組織に是正を指示しなければならない。

4 部局の環境安全管理室長は、部局構成単位の長及び教職員に対して環境安全管理室の活動に協力し、指導に従うことを指示することができる。

5 前項の指示に反する事由が発生した場合は、部局の環境安全管理室長は部局長に報告し、必要な措置を求めることができる。

附 則

この裁定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から施行する。